

# 令和8年度 文化芸術ステップアップ支援事業 募集要項

鹿児島県では、本県の多様な文化芸術を充実・発展させるため、文化芸術団体等が行う創造活動、他分野と連携した取組、技術向上を図る取組等に要する経費の一部を補助します。

## ■募集期間

令和8年4月1日（水）～令和8年5月25日（月）必着

## ■問合せ・応募書類提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL:099-286-2537

E-Mail:cpdbk@pref.kagoshima.lg.jp

（原則メールにて問合せをお願いします。）

令和8年4月 鹿児島県



# 1 対象事業

## (1) 補助金交付の対象となる事業の実施期間

補助金の交付決定日\*から令和9年3月7日（日）まで

※ 令和8年7月1日頃を予定しています。

## (2) 補助金交付の対象となる事業等

以下事業区分のいずれかに該当する音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能等の文化芸術活動全般（文化芸術基本法に定める範囲）に係る事業が対象となります。（応募は1申請者につき1事業（1回限り）です。）

対象事業 (事業区分)	補助率・上限額 ※1	対象者		募集数
		団体	個人	
<b>①創造活動支援</b> 補助事業者が自ら企画・主催する以下の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公演、展覧会又は文化芸術イベントを行う取組（子どもや若い世代を対象とした取組等）</li> <li>・ ワークショップなどの文化芸術体験を取り入れた取組</li> <li>・ 文化芸術に係る人材やプロデューサー人材を育成する取組</li> <li>・ 地域の伝統芸能の保存・継承に資する取組</li> <li>・ その他、県民の創造活動に資する取組</li> </ul>	補助率:1/2 上限:50万円 精算払い	○	○	13件程度
<b>②他分野との連携支援</b> 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など他分野と連携した文化芸術の振興に寄与する活動のうち、新規性又は集客効果及び連携する分野への波及効果等が見込まれる取組	補助率:1/2 上限:100万円 精算払い又は概算払い※2	○		3件程度
<b>③若手アーティストの育成支援</b> 若手アーティストが、コンテストや講習会への参加等により、自身の技術向上を図る取組	補助率:2/3 上限:35万円 精算払い		○ 満40歳未満 (R8.4.1時点)	3件程度

※1 千円未満切捨て

※2 概算払いでできる額は交付決定額の7割以下

(対象となる事業例)

対象事業 (事業区分)	対象となる事業例
①創造活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民参加型のミュージカルの開催</li> <li>・ 親子向け音楽体験型イベントの開催</li> <li>・ 地域の施設や商店街と協働した絵画ワークショップの開催</li> <li>・ 地域伝統芸能担い手育成のための講習会の開催</li> <li>・ 地域の伝統芸能保存のための映像撮影・公開</li> <li>・ 企画・運営・広報などを担えるプロデューサー人材を育成するための講座の開催</li> </ul>
②他分野との連携支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化芸術イベント×地域マルシェの開催</li> <li>・ 商店街等における文化芸術イベントや作品展示の実施</li> <li>・ 県在住外国人と協働した地域の伝統芸能祭りの開催</li> <li>・ 農作業体験×伝統文化体験等の体験型ワークショップ開催</li> <li>・ 障害者を対象としたダンスワークショップの開催</li> <li>・ オーケストラ演奏の開催と部活動の地域展開を意識した中学校吹奏楽部への講習会実施</li> </ul>
③若手アーティストの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外のレベルの高いコンテストや公募展への参加</li> <li>・ 国内外の文化芸術団体や学校により実施される講習会、レッスンや講座への参加</li> </ul>

※ 判断に迷う場合は事前にメールにてお問合せください。

### (3) 補助金交付の対象とならない事業

- ア 宗教的、政治的、商業的宣伝意図のあるもの
- イ 営利、チャリティを主たる目的とするもの
- ウ 暴力団及びこれに準ずる団体に関わっていると認められるもの
- エ 国又は県の補助金を受けているもの  
(補助金が、県の委託や補助等を受けて他団体から交付されているものである場合、  
国又は県の補助金と同等とみなし、対象外)
- オ 公演や講習会等を実施する場合、不特定多数の者を対象としていないもの
- カ 文化教室等が実施する会員を主とした発表会や講演会等
- キ 教室等が行う習い事や稽古事等の定例的な発表会
- ク 学校教育関連の活動
- ケ 文化芸術の振興以外に主眼が置かれているもの
- コ 県外で行われるもの（事業区分③以外）

## 2 対象団体・個人

### (1) 補助金交付の対象となる団体

#### <①創造活動支援・②他分野との連携支援>

次の要件を全て満たす団体

- ア 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。  
(例) 文化芸術団体、文化協会、任意団体、NPO 法人、企業等
- イ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- ウ 明確な会計経理を実施している又は実施できると認められること。
- エ 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- オ 県税に未納がないこと。

### (2) 補助金交付の対象となる個人

#### <①創造活動支援>

次の要件を全て満たす個人

- ア 県内在住で文化芸術に関する活動を行っていること。
- イ 専門とする芸術分野で一定の活動歴及び実績があること。
- ウ 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- エ 県税に未納がないこと。

#### <③若手アーティストの育成支援>

次の要件を全て満たす個人

- ア 40 歳未満であること。(当該年度の4月1日時点)
- イ 県内在住で文化芸術に関する活動を行っていること。  
又は  
県内在住の者の子で、県外の大学等教育機関に在籍し、文化芸術を専門的に学んでいること。
- ウ 専門とする文化芸術分野に係る団体又は学校等の推薦があること。
- エ 専門とする芸術分野で顕著な活動歴及び実績があること。
- オ 未成年の場合、保護者の同意があること。
- カ 講習会やコンテスト等に参加する場合、その参加が確定(又は見込み)であること。
- キ 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- ク 県税に未納がないこと。(未成年の場合は保護者)

### 3 対象となる経費

#### (1) 補助対象経費

「1 補助金交付の対象となる事業」を実施するために直接必要となる経費のうち、令和8年4月1日（水）～令和9年3月7日（日）までの期間中に支払を完了させたもの。

#### <①創造活動支援・②他分野との連携支援>

項目	内容
報償費	出演料、講師等謝金、指導料 等 ※ 原則本番のみ対象（外部講師や指導者を除く）
旅費	交通費（原則公共交通機関等利用の実費分）、 宿泊費（上限額は県の旅費規程による） 等 ※ 原則本番のみ対象（外部講師や指導者を除く）
需用費	消耗品費、印刷費 等
役務費	通信費、運搬費、手数料、広告宣伝費、記録費、保険料、調律費 等
使用料・ 賃借料	会場使用料、設備使用料、器具使用料、著作権使用料 等
賃金	事業のために臨時で雇用するアルバイト整理員賃金 等
委託料	撮影・配信等に係る委託料（広く外部に周知するために使用する場合のみ（内部記録用、関係者配布用は対象外））
その他	その他知事が特に必要と認める経費

#### <③若手アーティストの育成支援>

項目	内容
研修費	参加料、受講料 等
報償費	講師等謝金、指導料 等
旅費	交通費（原則公共交通機関等利用の実費分）、 宿泊費（上限額は県の旅費規程による） 等
需用費	材料費、消耗品費 等
役務費	通信費、運搬費、手数料 等
使用料・ 賃借料	会場使用料、設備使用料、器具使用料 等
その他	その他知事が特に必要と認める経費

## (2) 補助対象外経費

項目	内容
事務運営管理に関する経費	事務所の光熱水費、電話代、交際費、ホームページ作成及び運営費、事務所維持人件費、団体の構成員の人件費（事業のために臨時で雇用する者（アルバイト）の賃金は除く）等
備品類等の購入経費	本事業終了後も繰り返し使用が見込まれるもの（例：衣装代、楽器・楽譜、美術品、事務機器、什器）の購入経費等
定例的な練習に伴う経費	会場費、指導料、旅費等
社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費	飲食費、交際費・接待費、レセプション・打ち上げ等のパーティー経費等
応募等に係る経費	本補助事業への応募や実績報告等に係る印刷代、郵送代、収入印紙代等
その他の経費	記念品代、個人への支給品代、出演者への花束代、主催者が管理する会場や道具等の使用料又はそれに類する経費、航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）、タクシー料金、県の旅費規程の上限額を超えた宿泊費等
積算根拠や証拠書類が不明瞭な経費	※ <u>領収書、明細書等がないものは経費として認められません。</u> ※ 日付、金額、取引内容（経費明細）、宛名がわかる場合はレシートでも可です。
その他、補助対象として適切でないと判断されるもの	補助対象経費に含まれるものであっても、 <u>社会通念上著しく高額と認められる場合は、補助の対象外とします。</u>

### (注意事項)

- これらの経費の取扱いは、委託した場合についても同様です。
- 以上に記載されていない経費で不明なものはメールにてお問合せください。

## 4 応募から交付までの流れ

	時期	補助事業者	文化振興課
募集	応募〆切 R8.5.25	①応募書類作成・提出 (原則メール) ※ 適宜問合せ・相談	②受付
実施前	採否通知 R8.6 末  ※ 募集数又は 予算額に達しな かった場合、二 次募集を行う可 能性あり  決定通知 R8.7 初	④連絡に対する対応  ⑥質問に対する回答  ⑧採否通知受取 ↓ ⑨交付申請書類作成・提出 (原則メール) ⑪決定通知受取	③書類確認 不足書類等連絡 ← ⑤選考委員審査・ 質問 ← ⑦選考委員会 採否通知 ← ⑩受付 交付決定通知 ←
決定通知 受取後	事業実施 R8.7～R9.3.7  実績報告〆切 事業完了日の 30 日以内 又 は R9.3.8 のい ずれか早い日	⑫事業実施 実施前に鹿児島県文化芸術情 報発信サイトへ情報を掲載 希望がある場合、伴走支援実施  (以下は必要に応じて) ・ 変更事由に該当する事業の変更 が生じた場合は、変更申請書類を 提出する。 ・ 概算払が必要な場合は、申請書 を提出する。(交付決定額の 7 割 以内) (事業区分②のみ) ※ 実績報告時に領収書等による 支払いが確認できなかった場合 など補助対象経費が減少した際 は、補助金を返還していただく 場合があります。 ↓ ⑬実績報告提出  ⑮修正等対応・再提出	⑭内容確認・修正 依頼 ← ⑯交付確定通知・ 事例集様式送付 ←
確定通知 受取後	請求書・事例集	⑰請求書・事例集等提出	⑱受付 口座への振込

## 5 応募方法

### (1) 応募書類提出

#### ア 募集期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 5 月 25 日（月）必着

※ 募集数又は予算額に達しなかった場合、二次募集を行う可能性があります。

#### イ 応募方法

原則、電子メール

※ 5 MB を超えるメールは受信できませんので事前にメールで御相談ください。

#### ウ 応募書類

応募書	【応募用】別記第 1 号様式
事業計画書	【応募用】別記第 1 号様式別紙 1 ※事業区分によって異なる。
収支予算書	【応募用】別記第 1 号様式別紙 2 ※事業区分によって異なる。
団体の定款・規約	【申請者が団体の場合のみ】
活動内容が分かる書類	A4 サイズ 4 ページ程度
県税に未納がないことの証明  ※ 任意団体の場合は、代表者のもの ※ 未成年の場合は、保護者（事業計画書に記載の方）のもの	令和 8 年 1 月以降に最寄りの地域振興局・支庁の県税担当課が発行した納税証明書を提出してください。 ※ 個人県民税及び地方消費税を除く県税全般が対象（入手方法は県 HP を参照）  <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashikankyo/zei/info/nouzeisyomei.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashikankyo/zei/info/nouzeisyomei.html</a>
市町村税の滞納（未納）がないことの証明又は個人住民税の未納がないことが分かるもの（市県民税の「税額の証明」等）（市町村によって名称が異なる）  ※ 任意団体の場合は、代表者のもの	【申請者が個人又は納税義務がない任意団体等の場合のみ】 令和 8 年 1 月以降に市町村の窓口で発行された個人住民税を含む市町村税についての滞納（未納）がないことの証明を提出してください。 （個人県民税は、市町村が市町村民税と併せて「個人住民税」として賦課徴収しているため提出をお願いしております。） 詳しくは市役所や町村役場の税担当課へお問合せください。

※ 未成年の場合は、保護者（事業計画書に記載の方）のもの	
推薦書	【事業区分③のみ】

エ ウの様式掲載場所（県 HP）

ホーム>教育・文化・交流>文化・芸術>各種助成事業>文化芸術ステップアップ支援事業

[https://www.pref.kagoshima.lg.jp/ab10/kyoiku-bunka/bunka/shinko/bunkageiju\\_tsu\\_stepup.html](https://www.pref.kagoshima.lg.jp/ab10/kyoiku-bunka/bunka/shinko/bunkageiju_tsu_stepup.html)

## (2) 応募にあたっての留意事項

- 本募集要項、記載要領及び Q&A を確認の上、提出してください。
- 選考は、「(5) 審査基準」に基づき実施します。審査の基準においてアピールできる点は明確に記載してください。
- 抽象的な事業内容となっている場合は、審査において十分に評価されない可能性がありますので、具体的で分かりやすい事業計画書を作成してください。
- A4 サイズに印刷できるレイアウトとなるようにしてください。
- 様式の枠は適宜調整し、文字の見切れ等がないようにしてください。
- カラー、モノクロのいずれで提出いただいても構いませんが、審査はモノクロ印刷した書類で行います。
- 必ず応募書類の写しを保存・保管してください。
- 原則電子メールで提出してください。提出の際は、件名に「文化芸術ステップアップ支援事業応募書」と記載してください。  
(郵送で提出する場合は、ホチキスや付箋を使わず、全て A4 用紙で提出してください。)
- 原則ワープロでの作成をお願いします。(手書きで作成する場合は、丁寧な記載をお願いします。)
- 事業の公正性・透明性を高めるため、応募状況、選考結果及び補助事業の実施結果等について、随時県 HP で公開します。

## (3) 審査・選考方法

- ア 応募書類をもとに、担当部局による書類確認の後、外部有識者等で構成する「選考委員会」による審査を踏まえ、選考・決定します。
- イ 必要に応じてヒアリングや追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ウ 選考結果は、応募いただいたすべての団体等に対し、文書にてお知らせします。また、採択された事業は、県 HP で公表します。
- エ 採択された団体・個人は、指定の期日までに補助金交付申請書を提出する必要があります。

#### (4) 相談支援体制

採択後～事業実施前に、必要に応じて外部有識者への「相談」・「伴走支援」を受けることができます。（事業区分①、②）（相談内容例：効果的な事業の実施方法、広報の仕方、集客方法など）

「伴走支援」を希望する場合は、応募書類及び交付申請書の「事業計画書」に○を付けてください。（「相談」は随時受け付けます。）

（「相談」・「伴走支援」の希望が多い場合や内容によっては、受け付けられない場合があります。）

なお、希望の有無に関わらず外部有識者により助言を行う場合や、事業実施日に成果検証のため外部有識者を派遣する場合がありますので、予め御了承ください。

#### (5) 審査基準

審査項目	審査のポイント（着眼点）	事業区分		
		①	②	③
事業の目的	事業の目的・効果が明確で、地域の課題や団体・個人の現状を踏まえたものであるか。	○	○	○
事業の内容	目的に照らして適切な内容となっているか。	○	○	○
	事業効果を高めるために、新たな取組や独自の工夫が見られるなど特色ある内容か。	○	○	○
	既存事業を申請する場合は、前年度の成果や課題を踏まえ、工夫や改善がなされているか。	○	○	—
	県民の主体的な参画を促す内容となっているか。（単に鑑賞者として参加するにとどまっていないか。）	○	○	
事業の実現性	事業内容や実施体制は、具体的で実現可能か。	○	○	○
	目標の達成又は今後の活動の継続・発展が期待できるか。	○	○	—
	集客のための具体的な広報計画が立てられているか。	○	○	—
収支計画の妥当性	収支計画は、事業内容に見合っており、補助金が有効に活用されるものであるか。	○	○	○
波及性	協働する参画事業者等を得て、他の団体や他の分野に伝播していくものであるか。	○	○	—
公益性	受益者が特定の者に限定されず、広く県民に効果が還元される公益性の高いものであるか。	○	○	—

## (6) 事業実施上の留意事項

- 補助終了後も実施・継続ができる見込みのある事業（活動）であること。
- ポスター、チラシ、プログラムなどの制作物に「令和8年度文化芸術ステップアップ支援事業」の名称を記載すること。
- 来場者アンケートをとるなど、客観的な満足度や改善点を把握するよう努めること。  
（事業区分①、②）
- ホームページや SNS 等を通じて、イベント等の PR・情報発信に努めること。また、「鹿児島県文化芸術情報発信サイト」にイベント情報や文化芸術団体・個人の情報を掲載すること。
- 応募・申請内容と実績の内容に大幅な乖離が認められる場合や、本事業の要綱、交付規則等及び著作権法等の関係法令等に違反した場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。
- 補助金は、申請額や交付決定額よりも減額される場合があります。
- 実績報告書に係る会計関係の書類一式については、5年間保存してください。
- 不正・不適切な使用といった疑念を持たれることのないよう充分留意してください。  
（特定の個人・事業所等に著しく偏った支出や単価が著しく高額なものなど）
- 事業成果については、事例集として県 HP に公表します。